

2011年9月26日

愛知自治体キャラバン実行委員会
代表者 徳田 秋 様

武豊町長 初山 芳輝
(公印省略)

介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての回答

【陳情事項】★印が懇談の重点項目です。

★【1】自治体の基本的あり方について

- ① 憲法第25条、地方自治法第1条をふまえて、医療・介護・福祉など社会保障施策の充実をすすめてください。

回答

介護・福祉サービスは、法令に沿って事業を推進します。

- ② 税滞納世帯等への行政サービスの制限は行わないでください。

回答

サービスの制限が目的ではなく、税の公平性の保持及び自主財源の確保、滞納の抑止と納税折衝機会の拡大のために実施しているもので、現行のとおり実施してまいります。

- ③ 徴税を強める愛知県地方税滞納整理機構については、徴税は自治体の業務であることをふまえて、滞納整理機構に税の徴収事務を移管しないでください。参加していない市町村は今後とも参加しないでください。税滞納世帯の解決は、住民の実情をよくつかみ、相談にのるとともに、地方税法第15条(納税緩和措置)の適用をはじめ、分納・減免などで対応してください。

回答

徴収に当たっては、滞納者と面談をし、できる限り生活状況の把握に努めることが大切であると考えており、一括納税が困難な納税者に対しては、それぞれの事情に応じて、分割納税にも応じておりますし、納税緩和措置につきましても地方税法の規定に従って、公平かつ適正に行うこととしております。

★【2】地震被害などに対応できる福祉・防災の街づくりについて

- ① 職員を適正に配置し、いつでも必要な住民サービスが提供できる自治体にしてください。

回答

定員管理のもと、ひきつづき職員の適正配置につとめてまいります。

- ② 防災計画を、マグニチュード9を想定して見直し、市町村独自の対策を講じてください。

回答

マグニチュード9は、東日本大震災で実際に起こった規模で、記録に残るマグニチュードでも世界で4番目の大規模な地震といえます。想定される東海・東南海・南海の3連動地震は、過去の事例からもマグニチュード8は超えると見込まれ、当地方にもマグニチュード9クラスの地震が起きる可能性は否めません。マグニチュード9を想定した見直しは必要かもしれませんが、現在は、国及び県の防災計画の見直しを待っている状況です。町独自の対策を行っても、県の想定と違った場合に更に見直す必要が生じる事もあります。また、他市町との連携なども考慮すると県の防災計画を待つて対策を立てる必要があるからです。しかしながら、町独自で実施できるものにつ

いては行っており、8月に標高表示のある防災マップを作成し全戸配布いたしました。

- ④ 小中学校などの耐震化の促進、食糧・水などの備蓄の強化、防災拠点の耐震化をはかってください。個人宅の耐震化についても促進をはかる施策を充実してください。

回答

小中学校の耐震化の促進はしてまいります。

武豊町では、木造住宅耐震化の促進を図るため、耐震改修費について町独自に補助金の上乗せを実施しております。

- ⑤ 避難所のバリアフリー化をすすめてください。

回答

町が指定する避難所は、小中学校や公共施設を指定しております。また、災害時要援護者用の避難所を一般の避難所とは別に定めており、災害時要援護者用の避難所においてはバリアフリーに対応しております。

- ⑥ 集団での避難生活が困難な高齢者障害者(児)、特別な介護を含む援助が必要な高齢者・障害者(児)のための福祉避難所を整備・拡充してください。

回答

⑤の内容と重なりますが、武豊町の指定避難所は22箇所あります。そのうち要援護者用避難所として7施設を指定しております。7施設の内訳は総合体育館、町民会館、老人福祉センター、デイサービスセンター砂川、武豊福寿園、わっぱ知多協働事業所、くすのきの里です。くすのきの里はデイサービスセンター・特別養護老人ホームを兼ねる老人福祉施設で施設増加に伴い昨年度より要援護者用避難所に指定しております。今後も、対応可能な施設の整備・拡充を検討してまいります。

- ⑦ 災害拠点病院の強化拡充をはかってください。

回答

医療救護施設は、原則として救護所、救護病院、応急仮設病棟としており、それぞれの施設が、医療救護活動の機能を分担しております。応急仮設病棟は、救護病院に病床の不足が生ずる場合の病棟として、第一次救命救急処置の済んだ患者を収容するために、保健センターを指定しています。

- ⑧ 防災マップの見直し、避難経路の確保等を進めてください。

回答

防災マップの見直しは5年に1回行っており、次回更新は平成25年度の予定です。防災マップの作成には、地域で活躍されている防災ボランティアの意見をとり入れ作成しております。

②でもお答えしましたが、当町は沿岸部があり津波の危険を考慮し、緊急に標高マップを作成いたしました。9月に行われた防災訓練では、地域住民を対象に津波避難・避難所誘導の訓練の中で、避難経路の確認をお願いしております。今後につきましては、地域防災計画の変更に伴い防災マップの見直しを行ってまいります。

- ⑨ 防災教育を徹底してください。

回答

現在、武豊町では保育園・学校を対象に地震体験や防災ボランティアによる防災学習・防災訓練を行っております。防災ボランティアの方々は、防災についての知識が豊富で、児童・生徒に対して貴重な話や体験談などを行っていただいております。今後も多くの児童が防災教育を受けることが出来る様に、関係各課・保育園・学校へ働きかけてまいります。

【3】以下の事項を実現し、市町村の福祉施策を充実してください。

1. 安心できる介護保障について

(1) 介護保険について

- ★①介護保険料を引き下げてください。また、負担能力に応じたきめ細かい保険料負担段階を設置してください。

回答

介護保険料の段階については、負担能力に応じた保険料を賦課する観点から、第5期の「介護保険事業計画」策定の中で、検討予定です。

- ②低所得者に対する介護保険料の減免制度を実施・拡充してください。とくに、住民税非課税、介護保険料普通徴収の高齢者、無年金者への配慮をつよめてください。

回答

現行のとおり、減免制度を実施します。

- ★③低所得者に対する利用料の減免制度を実施・拡充してください。

回答

現行のとおり、低所得者介護制度等利用負担扶助事業を実施します。

- ★④要支援者を介護保険からはずす「介護予防・日常生活支援総合事業」は実施せず、介護保険による介護予防サービスおよび地域支援事業を充実してください。

回答

現時点では、国から事業の詳細が示されていません。導入の検討については、近隣の動向等を勘案し、慎重に調査研究し、判断をしたい。

- ★⑤特別養護老人ホームや小規模多機能施設など施設・在宅サービスの基盤整備を早急におこなってください。基盤設備が円滑に進み、低所得者・医療依存度の高い利用者の入所が確保できるよう助成制度を設けてください。

回答

現在、介護保険運営協議会で、第5期介護保険事業計画を審議しています。施設整備の必要性、計画等についても、協議予定です。

低所得者の助成制度については、町単独事業で利用料の半額助成をしています。なお、医療依存度の高い利用者の入所にかかる助成制度については、現在のところ考えていません。

- ★⑥地域包括支援センターを中学校区毎に設置し、最低1ヶ所は市町村直営としてください。また委託されたセンターの職員が責任を持って働き続けられるよう委託費を引き上げてください。

回答

本町では、人口・地理的条件・人材の集積等により、生活圏域を町全体で一圏域と定めています。このため、包括支援センターは、一箇所設置となっています。また、本年度から、総合相談体制の充実を図るために、社会福祉協議会に事業を委託しました。

委託費については、事業の推進を図るため、適正な計上に努めます。

- ⑦介護労働者を確保するために、適正な賃金・労働条件および研修について、財政的な支援をしてください。

回答

町単独事業での財政的な支援は、考えていません。

(2) 高齢者福祉施策の充実について

★①高齢者が地域でいきいきと生活するために、以下の施策を一般会計で実施してください。

ア. ひとり暮らし、高齢夫婦などへの安否確認や買い物など多様な生活支援の施策を充実してください。

回答

現行制度で実施します。

イ. 高齢者や障がい児などの外出支援のため地域巡回バスや福祉バスなどの施策を充実してください。

回答

地域巡回バスは、現在試行中です。

ウ. 宅老所、街角サロンなど的高齢者の集まりの場への助成金制度を拡充し、高齢者がねたきりにならないよう多面的な福祉施策を実施してください。

回答

憩いのサロン事業を推進します。

エ. 高齢期になっても住み続けることができるバリアフリーの高齢者住宅を公営で整備してください。

回答

公営の高齢者住宅の整備は、考えていません。

②配食サービスは、毎日最低1回の配食を実施し、助成額を増やし自己負担額を引き下げてください。また、閉じこもりを予防するため会食(ふれあい)方式も含め実施してください。

回答

現在、配食サービスについては、社会福祉協議会に事業委託しています。実施方法については、事業内容を検証し、調査研究します。

(3) 障がい者控除の認定について

★①介護保険のすべての要介護認定者を障がい者控除の対象としてください。

回答

現行制度で実施します。

★②すべての要介護認定者に「障害者控除対象者認定書」または「障害者控除対象者認定申請書」を個別に送付してください。

回答

要介護認定者の内、障がい者控除の対象になる方に、通知する予定です。

(3) 障がい者控除の認定について

★①介護保険のすべての要介護認定者を障がい者控除の対象としてください。

回答

現行制度で実施します。

★②すべての要介護認定者に「障害者控除対象者認定書」または「障害者控除対象者認定申請書」を個別に送付してください。

回答

要介護認定者の内、障がい者控除の対象になる方に、通知する予定です。

2. 高齢者医療などの充実について

★①後期高齢者医療対象者の住民税非課税世帯の医療費負担を無料にしてください。福祉給付金(後期高齢者福祉医療費給付)制度の対象を拡大してください。

回答

現行制度で実施してまいります。

★②後期高齢者医療制度の保険料滞納者に対する保険証の取り上げ・資格証明書の発行をしないでください。また、短期保険証、発行しないでください。

回答

「愛知県後期高齢者医療短期被保険者証、愛知県後期高齢者医療被保険者資格証明書の交付等に関する要綱」に基づき実施してまいります。

3. 子育て支援について

★①18歳年度末まで医療費無料制度を現物給付(窓口無料)で実施してください。また、自己負担を設けている自治体はなくしてください。

回答

現行制度で実施してまいります。

②妊産婦健診は、初回の健診も含め、産前14回、産後1回を無料で受けられるように助成してください。

回答

昨年度から引き続き、県内の医療機関において、無料で受診できる妊産婦健康診査受診票を14枚、産婦健康診査を1枚交付しています。また、里帰り出産などで県外へ行かれる妊産婦への対応として、償還払い制度を実施しています。

★③就学援助制度の対象を生活保護基準額の少なくとも1.4倍以下の世帯までとしてください。申請の受付は、学校だけでなく市町村の窓口でも受け付けてください。また、申請手続きに民生委員の証明が必要な市町村はなくし、支給内容を拡充してください。

回答

現行制度で実施してまいります。申請書の受付は市町村の窓口でも受け付けています。また、民生委員の証明はありません。

④義務教育は無償の立場から学校の給食費は無料にしてください。

回答

現行制度で実施してまいります。

4. 国保の改善について

★①国民健康保険制度の都道府県化に反対してください。

回答

県下一斉の事業なので、単独での行動はできないと考えます。

★②保険料(税)について

ア. これまで以上に一般会計からの繰り入れをおこない、保険料(税)の引き上げを行わず、減免制度を拡充し、払える保険料(税)にしてください。

回答

被保険者は年々増加し、使われる医療費等も増え、運営自体も年々大変厳しい状況になって来ています。一般会計からの繰入もこれ以上、厳しい状況です。そのため、加入世帯には給付と負担の適正化を考えて賦課をしています。減免制度については、現行制度を継続します。

イ. 18 歳未満の子どもについては、均等割の対象としないでください。当面一般会計による減免を実施してください。

回答

他市町の状況等を踏まえ検討はしますが、現在は考えていません。現行制度を継続します。

ウ. 前年所得が生活保護基準額の 1.4 倍以下の世帯に対する減免制度を設けてください。

回答

現在は考えていません。現行制度を継続します。

エ. 所得激減による減免要件は、「前年所得が 1,000 万円以下で、当年の見込所得が 500 万円以下、かつ前年所得の 10 分の 9 以下」にしてください。

回答

現在は考えていません。現行制度を継続します。

★③保険料(税)滞納者への対応について

ア. 資格証明書の発行をやめてください。とりわけ、18 歳の年度末までの子どものいる世帯、母子家庭や障がい者のいる世帯、病弱者のいる世帯には、絶対に発行しないでください。なお、義務教育終了前の子どもについては、窓口交付だけでなく、郵送も含め 1 枚も残すことなく保険証を届けてください。

回答

資格証世帯員であっても、平成 22 年度より 18 歳到達の年度末まで短期証を郵送しています。また、国民健康保険法第 9 条の規定に基づき実施してまいります。

イ. 滞納者に対し給付の制限をしないでください。

回答

給付制限はおこなっていません。

ウ. 保険料(税)を支払う意思があつて分納している世帯には、正規の保険証を交付してください。

回答

国民健康保険法第 9 条の規定に基づき短期保険証を交付してまいります。

エ. 保険料(税)を払いきれない加入者の生活実態の把握に努め、加入者の生活実態を無視した保険料(税)の徴収や差押えなど制裁行政をしないでください。また、無保険者の調査を実施してください。

回答

生活実態を無視した徴収や差押さえなどは行っていません。

④一部負担金の減免制度については、生活保護基準額の 1.4 倍以下の世帯に対しても実施してください。また、一部負担金の減免制度を行政や医療機関の窓口にわかりやすい案内ポスター、チラシをおくなど、制度を広く住民に周知してください。

回答

「武豊町国民健康保険医療費一部負担金減免等事務取扱基準」により実施してまいります。

5. 障がい者施策の充実について

★①現行の障害者自立支援法の継続にあたっては、以下の事項を早急に具体化するよう国に申し入れてください。なお、国が実施するまでの間、市町村独自に利用料や実費負担を軽減してください。

ア. 自立支援医療を利用する住民税非課税世帯の利用料を無料にしてください。

回答

現行制度で実施します。

自立支援医療(精神通院医療)については、医療費は無料です。

イ. 障がい児入所・通園施設利用料、居宅介護・行動援助など福祉サービス利用料、補装具を無料にしてください。

回答

現行制度で実施します。

障がい児通園施設を利用している保護者負担金の軽減のため、助成しています。

ウ. 市町村がおこなう地域生活支援事業を無料にしてください。特に、移動支援・福祉ホーム利用料を無料にしてください。

回答

現行制度で実施します。

エ. 施設利用者の食費・光熱水費の自己負担をなくしてください。

回答

現行制度で実施します。

②実態に合わない障害者程度区分認定を基準値としたのサービス利用時間の支給制限を撤廃してください。移動支援等の地域生活支援事業に対する予算を増額し、移動支援は必要時間を支給してください。

回答

ご指摘の支給制限は設けていません。

地域生活支援事業については、これまでどおり支給量の確保に努めます。

③第3期障害福祉計画の策定にあたって、数値目標・サービス見込み量の検討段階においても幅広く意見をもとめ、障害者本人・家族・事業者の意見を反映したものにしてください。また、ホームヘルパー増員、グループホーム・ケアホームの増設などをはかり、選択できる基盤整備をすすめるものとしてください。

回答

第3期障害福祉計画の策定にあたっては、数値目標・サービス見込み量の検討段階において、広く意見をもとめます。また、障害者本人・家族・事業者等の意見も参考にします。ホームヘルパー増員、グループホーム・ケアホームの増設、選択できる基盤については状況を把握し、調査検討します。

④国・県に準じて障害者政策委員会を設置してください。

回答

現時点で設置する予定はありません。

⑤障害者差別禁止条例を制定してください。

回答

今後の動向を見て、調査研究します。

6. 健診事業について

★①特定健診、がん検診、歯周疾患検診は年1回無料で受けられるようにしてください。また、医療機関で行う個別方式・保健センターなどで行う集団方式をともに実施してください。

回答

特定健診、歯周疾患検診は無料。がん検診は自己負担金をいただいています。
特定健診は5～7月、がん検診は通年、歯周疾患検診は9～11月に実施します。
特定健診は個別検診と集団検診の併用、がん検診は集団検診の単独、歯周疾患検診は個別検診の単独で実施しています。

②40歳未満の住民を対象にした健康診査を年1回無料で受けられるようにしてください。

回答

職場などで検診の機会がない18～39歳の方を対象に、血圧測定、血液検査、尿検査、問診を無料で実施しています。

7. 予防接種について

★①ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチン、HPV(子宮頸がんワクチン)の任意予防接種を無料で受けられるようにしてください。

回答

国による公費助成を行うよう愛知県町村会から働きかけをお願いしていただきます。

②高齢者用肺炎球菌ワクチン、水痘(みずぼうそう)、流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)の任意予防接種に助成制度を設けてください。

回答

国や県の動向を参考にしながら、判断したいと思います。基本は国の政策と考えます。

8. 生活保護について

★①憲法25条および生活保護法に基づいて、他の制度を理由に生活保護申請を認めない、あるいは妨害することのないようにしてください。また、生活保護が必要な人には早急に支給してください。

回答

引き続き、適切に対応してまいります。

②自家用車の所有を理由に画一的に申請を認めない取り扱いを行わないでください。

回答

引き続き、適切に対応してまいります。

③就労支援や生活指導を個別にいねいにおこなうために、専門職を含む正規職員を早急に増やしてください。

回答

現状の体制で対応してまいります。

【4】国および愛知県・広域連合に、以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。

1. 国に対する意見書・要望書

①消えている年金問題を全面解決し、消費税を財源にすることなく、全額国庫負担による「最低保障年金制度」をつくってください。受給資格年限を短縮し、安心してらせる年金制度を確

立してください。年金支給年齢の引き上げは行わないでください。また、旧社会保険庁職員の分限免職を撤回し、業務に精通した職員を活用し、国民の期待にこたえる年金業務体制としてください。

- ② 後期高齢者医療制度をすみやかに廃止し、元の老人保健制度に戻してください。医療保険の患者負担を軽減してください。また、国民健康保険の都道府県化は行わず、国庫負担を増額してください。
- ③ 介護保険への国庫負担を増やして、負担の軽減と給付の改善をすすめてください。安心して介護サービスが受けられるように介護報酬を改善してください。介護労働者の処遇を改善し、働き続けられるようにしてください。
- ④ 18歳年度末までの医療費無料制度を創設してください。現物給付による子どもの医療費助成に対し国民健康保険の国庫負担金を減額しないでください。妊産婦健診の補助金を拡充し、恒久措置としてください。
- ⑤ 消費税の引き上げは行わないでください。
- ⑥ 東日本大震災で明らかとなった公立病院・公的病院の役割が十分発揮されるよう、病院の統廃合・病床削減をやめて、ペナルティなしの地域医療再生のための交付金を支出してください。また地域医療充実につながるような診療報酬改定を行ってください。
- ⑦ 障がい者(児)が生きるために必要な福祉・医療制度の利用料負担、実費負担を撤廃してください。また、早急に高齢障がい者等に対する介護保険制度を優先する仕組みを改め、障がい者本人の必要性に応じて障がい者施策と介護保険を選択できるようにしてください。
- ⑧ ヒブ・小児用肺炎球菌・HPV・高齢者用肺炎球菌ワクチン、水痘(みずぼうそう)、流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)の任意予防接種を定期予防接種としてください。不活性化ポリオワクチン導入を早急に行ってください。

回答

それぞれの意見書・要望書について、国や県の動向を注視し、関係団体等と連携を図りながら必要な要望をまいります。

2. 愛知県に対する意見書・要望書

- ① 後期高齢者医療制度を選択しない65～74歳の障がい者にも、障害者医療費助成制度を適用してください。
- ② 後期高齢者医療対象者のうち、住民税非課税世帯の医療費負担を無料にしてください。福祉給付金(後期高齢者福祉医療費給付)制度の対象を拡大してください。
- ③ 後期高齢者の健康診査事業に県として補助金を出してください。
- ④ 子どもの医療費助成制度の対象を18歳年度末まで拡大してください。
- ⑤ 国民健康保険への県の補助金を増額してください。
- ⑥ 精神障がいにある人の医療費助成は、一般疾病も対象にしてください。
- ⑦ 障害福祉サービス・自立支援医療・補装具の利用料負担、施設での食費・光熱水費などの実費負担、市町村が行う地域生活支援事業の利用料負担を無くしてください。
- ⑧ 厚労省通知「看護師等の『雇用の質』の向上のための取組について」に基づいて看護師等の労働環境の改善を図るとともに、看護師の大幅増員を図ってください。

回答

それぞれの意見書・要望書について、国や県の動向を注視し、関係団体等と連携を図りながら必要な要望をまいります。

3. 愛知県後期高齢者医療広域連合に対する意見書・要望書

- ① 愛知県に健康診査事業への補助を行うように要請してください。
- ② 低所得者に対する独自の保険料および一部負担金の独自の減免制度を設けてください。

- ③保険料滞納者への保険証取り上げ・資格証明書の発行は行わないでください。
- ④後期高齢者医療制度に関する懇談会の委員に公募枠を設けるとともに、懇談会を公開してください。

回答

それぞれの意見書・要望書について、国や県の動向を注視し、関係団体等と連携を図りながら必要な要望をまいります。